

## 『ご入会時の留意事項』

JACS 補償制度（仮称）は、本会と三井住友海上火災保険株式会社との損害保険契約となります。

### 【 補償対象外となる主な項目 】

- ・ 本会契約者、本会員の故意、重過失
- ・ 戦争（宣戦の有無を問いません）、変乱、暴動、騒じょう、労働争議によって生じる損害
- ・ 地震、噴火、洪水、津波等の天災によって生じる損害
- ・ 本会員と他人の間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ・ 本会員が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- ・ 本会員と同居する親族に対する賠償責任
- ・ 本会員の使用人が、本会員の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- ・ 排水または排気(煙を含みます)に起因する賠償責任
- ・ 自宅(マンション等)で開業している場合の日常生活に起因する漏水事故
- ・ 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、溢出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢出による財物の損壊
- ・ 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または 雪等による財物の損壊
- ・ 施設の修理、改造または取壊し等の工事に起因する賠償責任
- ・ 航空機、昇降機、自動車または施設外における船、車両(原動力が専ら人力である場合を除きます)もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ・ 本会員の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその 他の財物に起因する賠償責任
- ・ 仕事の終了(仕事の目的物の引渡しを要するときは引渡し)または放棄の後の仕事の結果 に起因して負担する賠償責任(被保険者が、仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材は仕事の結果とはみなしません)

- ・美容を唯一の目的とする柔道整復行為に起因する損害賠償責任
  - ・顧客の意図した効果、性能を発揮出来なかったことによる損害賠償責任
  - ・外科手術、または薬品の投与もしくはその指示をするなどの行為によって生じた損害賠償責任
  - ・セクシャルハラスメントや犯罪行為に起因する損害賠償責任
  - ・広告宣伝や出版、放送活動に起因する損害賠償責任
  - ・不当な身体の拘束による自由の侵害により生じた問題
  - ・医業行為、外科的手術、医薬品の調剤・調整・鑑定・販売・授与または、授与の指示に起因する損害賠償責任
  - ・身体の美容または整形・次の法で定められた免許を必要とする医業類似行為に起因する損害賠償責任(あん摩マッサージ指圧師、鍼師、灸師等に関する法律)
  - ・会員所有・勤務先の管理施設に対して、財物の損壊に起因する損害賠償責任
  - ・本会員の会員同士の損害賠償責任
  - ・本会員によってまたは本会員のために行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任
  - ・本会員、共同経営者およびそれらの従業員の身体傷害に対する治療費用
  - ・貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型、その他これらに準ずべき受託物の損壊、紛失または盗難
  - ・受託物が委託者に引渡された後に発見された受託物の損壊
- 等

この『ご入会時の留意事項』は補償制度の概要を説明したものです。

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります、当保険契約の普通保険約款、特別約款、特約によりお支払いに該当するかどうか判断されます。

本補償制度に関するご不明な点につきましては、補償制度担当者までお問合せください。